7	８月６日09時24分～ ８月６日13時37分	452,000	350,000	53,000	53,000	20,851,000円－20,819,000円 ＝32,000円	３万円
8	８月９日09時23分～ ８月９日13時43分	962,000	1,312,000	200,000	200,000	78,298,000円－78,123,000円 ＝175,000円	17万円
9	８月10日09時35分～ ８月10日12時05分	185,000	261,000	44,000	44,000	17,600,000円－17,556,000円 ＝44,000円	４万円
10	８月10日12時14分～ ８月10日15時00分	1,065,000	1,256,000	204,000	204,000	81,043,000円－80,913,000円 ＝130,000円	13万円
11	８月11日09時32分～ ８月11日10時48分	375,000	561,000	116,000	116,000	44,999,000円－44,902,000円 ＝97,000円	９万円
12	８月13日12時27分～ ８月13日14時53分	861,000	873,000	231,000	231,000	88,295,000円－88,064,000円 ＝231,000円	23万円
合計		7,894,000	9,680,000	1,719,000	1,719,000		135万円

※　約定させる意思のない売り注文及び約定させる意思のない買い注文の数量

【課徴金額】　135万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年８月31日

課徴金納付命令日　　平成24年10月３日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

④　黒崎播磨株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年９月28日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、黒崎播磨株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成23年７月22日午前９時１分頃から同月25日午後３時頃までの２取引日及び同月29日午前９時１分頃から同年８月４日午後３時頃までの５取引日にわたり、同時期に売り注文と買い注文を同値で発注して対当させたり、直前約定値より高値の買い注文を連続して発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計1,029万5,000株を買い付ける一方、同数の株を売り付けるなどし、もって、自己及び同族会社の計算において、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】　1,132万円

【勧告後の経緯】

審判手続開始決定日　平成24年９月28日

課徴金納付命令日　　平成24年11月９日

なお、課徴金納付命令対象者から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑤　アイティメディア株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年10月12日

【勧告の対象となった違反事実】

１．課徴金納付命令対象者①は、アイティメディア株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成22年２月18日午前９時12分頃から同年３月５日午後２時42分頃までの間、12取引日にわたり、あらかじめ意思を通じた上で直前約定値より高値で自己の売り注文と課徴金納付命令対象者②又は課徴金納付命令対象者③の買い注文とを対当させたり、直前約定値より高値の買い注文を発注して高値で約定させたり、買い最良気配値より下値に複数の買い注文を発注して下値を支えるなどの方法により、自己の計算において、同株式合計260株を買い付ける一方、同株式合計243株を売り付けるなどし、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

２．課徴金納付命令対象者②は、アイティメディア株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成22年２月18日午前９時14分頃から同年３月５日午後２時３分頃までの間、９取引日にわたり、あらかじめ意思を通じた上で直前約定値より高値で自己の売り注文と課徴金納付命令対象者①の買い注文とを対当させたり、直前約定値より高値の買い注文を発注して高値で約定させたり、買い最良気配値より下値に複数の買い注文を発注して下値を支えるなどの方法により、自己の計算において、同株式合計99株を買い付ける一方、同株式合計64株を売り付けるなどし、もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

３．課徴金納付命令対象者③は、アイティメディア株式会社の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、平成22年２月18日午前９時12分頃から同年３月５日午後１時30分頃までの間、５取引日にわたり、あらかじめ意思を通じた上で直前約定値より高値で自己の売り注文と課徴金納付命令対象者①の買い注文とを対当させたり、買い最良気配値より下値に複数の買い注文を発注して下値を支えるなどの方法により、自己の計算において、同株式合計20株を買い付ける一方、同株式合計10株を売り付けるなどし、

もって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。

【課徴金額】

課徴金納付命令対象者①　69万円

課徴金納付命令対象者②　65万円

課徴金納付命令対象者③　42万円

【勧告後の経緯】

（課徴金納付命令対象者①、②、③とも同日）

審判手続開始決定日　平成24年10月12日

課徴金納付命令日　　平成24年11月21日

なお、課徴金納付命令対象者①、②、③から事実関係等を認める旨の答弁書の提出があったため、審判廷における審理は行わなかった。

⑥　岐阜銀行株式に係る相場操縦に対する課徴金納付命令の勧告

【勧告年月日】　平成24年11月16日

【勧告の対象となった違反事実】

課徴金納付命令対象者は、株式会社岐阜銀行の株式につき、投資家にその売買が繁盛に行われていると誤解させる目的で、平成22年９月29日午後３時30分頃から同年12月16日午後０時30分頃までの間、36回にわたり、自己の注文同士で、同株式合計123万8,000株につき、権利の移転を目的としない仮装の売買をし、もって、自己の計算において、同株式の売買の状況に関し他人に誤解を生じさせる目的をもって、権利の移転を目的としない仮装の同株式の売買をした。

【課徴金額】　153万円